令和　　年　　月　　日

玉野市長　様

住　　　所

商号又は名称

代表者氏名

玉野市暴力団排除条例に係る誓約書

私は、玉野市暴力団排除条例（平成２４年玉野市条例第３号。以下「条例」という。）に基づき、条例の趣旨を理解した上で、玉野市が行う公共工事その他の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、下記の事項について誓約します。

これらの事項と相違することが判明したときは、玉野市が行う契約解除等の一切の措置について、異議の申立てを行いません。

なお、誓約事項の確認等のために、玉野市が岡山県警察本部等に対し照会を行うことについても同意します。

記

１　次に掲げる者が条例第２条に規定する暴力団員等ではないこと。また、暴力団員等を新たに選任しないこと。

（１）　法人である場合　代表者及び役員

（２）　個人事業主である場合　代表者

（３）　個人である場合　個人本人

２　１の各号に掲げる者が、暴力団及び暴力団員等と社会的に非難される関係を有していないこと。

３　暴力団員等を雇用していないこと。また、新たに雇用しないこと。

４　暴力団及び暴力団員等が実質的に経営に参加していないこと。

５　玉野市の発注する公共工事その他の事務又は事業について、下請負に付そうとする場合は、上記１から４までの事項を満たす者のみを下請負人とすること。

６　条例第４条、第６条に基づき、必要書類の提出を求められたときは、速やかに提出すること。

以上

玉野市暴力団排除条例（抄）

（目的）

第１条　この条例は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に介入し、暴力団の威力及びこれを背景とした資金獲得活動によって、市民等に多大な脅威を与えている現状に鑑み、暴力団の排除に関し、基本原則を定め、市及び市民等の責務又は役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的な施策を定め、暴力団の排除を総合的かつ計画的に推進することにより、安全で平穏な市民生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

（２）暴力団員　法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

（３）暴力団員等　暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。

（４）市民等　市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在する者及び市内において活動を行う事業者その他の団体をいう。

（５）関係団体　法第３２条の３第１項の規定により公安委員会から暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団の排除に関する活動を行う団体をいう。

（市の責務）

第４条　市は、前条に規定する基本原則（以下「基本原則」という。）にのっとり、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

２　市は、市民等に対し、暴力団の排除に関する理解を深めるため、広報及び啓発活動を積極的に行うものとする。

（公共工事等における措置）

第６条　市は、公共工事その他の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団若しくは暴力団員等又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者を入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

附　則

この条例は、平成２４年４月１日から施行する。